

家賃補償総合保険普通保険約款・特約集

<用語の定義>

第1章 家賃補償条項

- 第1条（本条項の保険の対象の範囲）
- 第2条（家賃補償保険金を支払う場合）
- 第3条（家賃補償保険金を支払わない場合）
- 第4条（家賃補償保険金の支払額）
- 第5条（保険金の支払限度額）

第2章 入居者死亡修理費用等補償条項

- 第6条（本条項の保険の対象の範囲）
- 第7条（入居者死亡修理費用等保険金および居室外死亡遺品整理費用保険金を支払う場合）
- 第8条（入居者死亡修理費用等保険金および居室外死亡遺品整理費用保険金を支払わない場合）
- 第9条（入居者死亡修理費用等保険金および居室外死亡遺品整理費用保険金の支払額）

第3章 基本条項

- 第10条（保険責任の始期および終期）
- 第11条（告知義務）
- 第12条（通知義務）
- 第13条（保険契約の無効）
- 第14条（保険契約の失効）
- 第15条（保険契約の取消し）
- 第16条（保険契約者による保険契約の解約）
- 第17条（重大事由による保険契約の解除）
- 第18条（保険契約解除の効力）
- 第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）
- 第20条（保険料の返還－取消しの場合）
- 第21条（保険料の返還－解約の場合）
- 第22条（保険料の返還－解除の場合）
- 第23条（保険料の請求または返還－保険の対象の追加・削除の場合）
- 第24条（事故の発生）
- 第25条（保険金の請求）
- 第26条（保険金の支払時期）
- 第27条（時効）
- 第28条（保険金支払後の保険契約）
- 第29条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
- 第30条（保険金の削減払い）
- 第31条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額）
- 第32条（代位）
- 第33条（保険契約の更新）
- 第34条（更新時の保険料の増額または保険金額の減額）
- 第35条（保険契約の更新を引受けない場合）
- 第36条（保険証券の発行の省略）
- 第37条（訴訟の提起）
- 第38条（準拠法）

別表 他の保険契約等がある場合の支払限度額

家賃補償不担保特約

入居者死亡修理費用等補償不担保特約

保険料の口座振替払いに関する特約

保険料の夢なびポイント払いに関する特約

<用語の定義>

この約款およびこの約款に付帯される特約において使用される用語は、それぞれ次の定義によります。

ただし、別途定義のある場合は、このかぎりではありません。

用語	定義
保険契約者	当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます
被保険者	賃貸住宅または賃貸戸室の貸主等で保険証券記載の被保険者をいいます
賃貸住宅	賃貸借契約書等において、被保険者が「居住の目的」で貸与した建物で、共用部分を含みます
賃貸戸室	賃貸借契約書等において、被保険者が「居住の目的」で貸与した戸室で、共用部分を含みません なお、一戸建の場合には、付属建物およびその敷地を含みます
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます
保険の対象	この保険契約により補償されるものとしてこの保険契約で定めるものをいいます
保険金額	この保険契約により補償される家賃の損失または費用が生じた場合に当会社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額をいいます
家賃補償保険金額	保険証券に記載の家賃補償の保険金額をいいます
入居者死亡修理費用等保険金額	保険証券に記載の修理費用および遺品整理費用補償の保険金額をいいます
居室外死亡遺品整理費用保険金額	保険証券に記載の居室外死亡遺品整理費用補償の保険金額をいいます
保険金	この保険契約により補償される家賃の損失または費用が生じた場合に、当会社が被保険者に支払うべき金銭であって、家賃補償保険金、入居者死亡修理費用等保険金および居室外死亡遺品整理費用保険金をいいます
損害	事故により被保険者が受けける経済的な不利益をいい、消防または避難に必要な処置によって生じたものを含みます
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます
雪災	豪雪、雪崩等による雪災をいいます。なお、融雪洪水は雪災に該当しません
風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災をいいます。なお、洪水、高潮等は風災に該当しません
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます
床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます
暴動	群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます
騒擾およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます
月額家賃	賃貸借契約等における入居者が被保険者に支払う建物等の賃料をいいます ただし、次に掲げるものを除きます ① 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ^(注) ② 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ③ 賄料 (注) 賃料に含まれるものは除きます
空室期間	賃貸借契約等の終了から新たな入居者が賃貸借契約等を開始するまでの期間をいいます
告知事項	危険に関する重要な事項 ^(注) のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます
他の保険契約等	この保険契約で保険金支払いの対象とする家賃の損失または費用と同一の家賃の損失または費用を保険金支払いの対象とする他の保険契約または共済契約をいいます

第1章 家賃補償条項

第1条 (本条項の保険の対象の範囲)

本条項における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の賃貸住宅または賃貸戸室とします。

第2条 (家賃補償保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、保険期間中に発生した次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害を受け、その結果として賃貸借契約等が終了する場合において生じた家賃の損失に対して、本条項および第3章基本条項の規定に従い、家賃補償保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 風災
- ⑤ 雷災
- ⑥ 雪災

(2) 当会社は、保険期間中に発生した水災によって保険の対象が床上浸水を被ったことにより損害を受け、その結果として賃貸借契約等が終了する場合において生じた家賃の損失に対して、本条項および第3章基本条項の規定に従い、家賃補償保険金を支払います。

(3) 当会社は、保険期間中に発生した次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害を受け、その結果として賃貸借契約等が終了する場合において生じた家賃の損失に対して、本条項および第3章基本条項の規定に従い、家賃補償保険金を支払います。

① 保険の対象の外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊または保険の対象内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触

ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類するものの落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(1)もしくは(2)の事故による損害を除きます

② 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水^(注)による水濡れ

ただし、(1)もしくは(2)の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます

ア. 給排水設備に生じた事故

イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

③ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(注) 水が溢れることをいいます。

第3条 (家賃補償保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた家賃の損失に対しては、家賃補償保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者^(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合においては、その者^(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反(ただし、他の者が受取るべき金額について除きます)

③ 保険契約者または被保険者^(注1)が所有または運転^(注3)する車両またはその積載物の衝突または接触

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます

(注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます

(注3) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた家賃の損失^(注1)に対しては、家賃補償保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染されたもの^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) ①から③までの事由によって生じた第2条(家賃補償保険金を支払う場合)(1)から(3)までの事故が延焼または拡大して生じた家賃の損失、および発生原因がいかなる場合でも同条(1)から(3)までの事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた家賃の損失を含みます

(注2) 使用済燃料を含みます

(注3) 原子核分裂生成物を含みます

(3) 当会社は、(1)または(2)に掲げる家賃の損失のほか、次のいずれかに該当する家賃の損失に対しても、家賃補償保険金を支払いません。

① 保険の対象の欠陥によって生じた家賃の損失(ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかつた欠陥によって生じた家賃の損失に対しては、家賃補償保険金を支払います)

② 土地の沈下、移動または隆起によって生じた家賃の損失

第4条 (家賃補償保険金の支払額)

当会社が支払う第2条(家賃補償保険金を支払う場合)の家賃補償保険金の支払額および支払限度額は、次表に定めるとおりとします。

保険金の種類	支払額	支払限度額
家賃補償保険金	月額家賃 × 空室期間(月) ^(注)	1回の事故につき保険証券記載の1戸室あたりの家賃補償保険金額限度

(注) 3ヶ月を限度とします。なお空室期間に端日数が生じる場合は日割りで計算します

第5条 (保険金の支払限度額)

前条にかかわらず、同一の被保険者に対する保険金の支払額が一保険期間において1,000万円に達したときは、当該被保険者に対する保険契約は終了します。なおこの場合、当会社は既に払込まれた保険料を返戻しません。

第2章 入居者死亡修理費用等補償条項

第6条 (本条項の保険の対象の範囲)

本条項における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の賃貸住宅(ただし、共用部分は含みません。)および賃貸戸室とします。

第7条 (入居者死亡修理費用等保険金および居室外死亡遺品整理費用保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、保険期間中に保険の対象内(保険の対象が賃貸住宅の場合は、賃貸住宅の各戸室内をいいます。以下同様とします)において当該戸室の入居者が死亡したことによって保険の対象に損害が生じた場合において、被保険者が自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用^(注)に対して、本条項および第3章基本条項の規定に従い、入居者死亡修理費用等保険金を支払います。

(注) 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用にかぎります

(2) 当会社は、保険期間中に保険の対象内において当該戸室の入居者が死亡し、当該戸室の賃貸借契約等が終了する場合において、被保険者が遺品整理のための費用を支出したときは、その遺品整理費用^(注)に対して、本条項および第3章基本条項の規定に従い、入居者死亡修理費用等保険金を支払います。

(注) 保険の対象内の遺品を整理、廃棄または運送するために必要な

費用とし、保管のために必要な費用は、遺品の整理または運送のために行う一時的な保管のための費用にかぎり含みます。また、(3)においても同様です。

(3) 当会社は、保険期間中に保険の対象の外部において当該戸室の入居者が死亡し、当該戸室の賃貸借契約等が終了する場合において、被保険者が遺品整理のための費用を支出したときは、その遺品整理費用に対して、本条項および第3章基本条項の規定に従い、居室外死亡遺品整理費用保険金を支払います。

第8条（入居者死亡修理費用等保険金および居室外死亡遺品整理費用保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、本条項の保険金^(注1)を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者^(注2)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合においては、その者^(注3)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受取るべき金額については除きます
 - ③ 保険契約者または被保険者^(注2)が所有または運転^(注4)する車両またはその積載物の衝突または接触
- (注1) 入居者死亡修理費用等保険金および居室外死亡遺品整理費用保険金を支払います（以下、同様とします）
- (注2) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます
- (注3) 被保険者でない保険金を受取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます
- (注4) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用^(注1)に対しては、本条項の保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染されたもの^(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注1) ①から③までの事由によって生じた前条の事故が延焼または拡大して生じた費用、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた費用を含みます
- (注2) 使用済燃料を含みます
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます

第9条（入居者死亡修理費用等保険金および居室外死亡遺品整理費用保険金の支払額）

- (1) 第7条（入居者死亡修理費用等保険金および居室外死亡遺品整理費用保険金を支払う場合）の入居者死亡修理費用等保険金および居室外死亡遺品整理費用保険金の支払額および支払限度額は、次表に定めるとおりとします。

保険金の種類	支払額	支払限度額
入居者死亡修理費用等保険金	支出した修理費用または遺品整理費用の額	1回の事故につき保険証券記載の入居者死亡修理費用等保険金額限度
居室外死亡遺品整理費用保険金	保険証券記載の居室外死亡遺品整理費用保険金額（定額払い3万円）	-

- (2) (1) の規定にかかわらず、同一の被保険者に対する保険金の支払額が一保険期間において1,000万円に達したときは、当該被保険者に対する保険契約は終了します。なおこの場合、当会社は既に支込まれた保険料を返戻しません。

第3章 基本条項

第10条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険契約上の責任は、保険証券記載の保険期間開始日の^(注)時^(注)に始まり、保険期間満了日の24時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします

- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による家賃の損失または費用に対しては、保険金を支払いません。

第11条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2) に規定する事実がなくなった場合

- ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合^(注)

- ③ 保険契約者または被保険者が、保険金を支払うべき家賃の損失または費用の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申出た事が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします

- ④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます

- (4) (2) の規定による解除が保険金を支払うべき家賃の損失または費用の生じた後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかず生じた保険金を支払うべき家賃の損失または費用については適用しません。

第12条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象の用途を変更したこと
- ② 保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更したこと

- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実^(注)が生じたこと

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事

実にかぎります

- (2) (1) の事実の発生によってこの保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2) の規定による解除が家賃の損失または費用の生じた後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時までに生じた家賃の損失または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) (3) の規定は、(2) に規定する解除の原因となった事実に基づかず生じた家賃の損失または費用については適用しません。

第13条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第14条（保険契約の失効）

保険の対象の全部または一部が滅失または毀損し、賃貸住宅または賃貸戸室としての目的を達することができないとき、この保険契約は失効します。

第15条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取消すことができます。

第16条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、保険契約を将来に向かって解約することができます。

第17条（重大事由による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者の住所に対する書面による通知をもって、この保険契約^(注1)を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として家賃の損失または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと

- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと

- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するときア. 反社会的勢力^(注2)に該当すると認められることイ. 反社会的勢力^(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供

第21条（保険料の返還一解約の場合）

第16条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料}^{(注1)} = \text{保険料} \times 0.8 \times \frac{\text{保険期間 (月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数}^{(注2)}}{\text{保険期間 (月数)}}$$

(注1) 10円未満を四捨五入し、10円単位とします

(注2) 月数の計算における1ヶ月未満の端数は、1ヶ月に切り上げます

第22条（保険料の返還一解除の場合）

第11条（告知義務）(2)、第12条（通知義務）(2) または第17条（重大事由による保険契約の解除）(1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は未経過期間に対し日割をもって計算した保険料^(注)を返還します。

(注) 10円未満を四捨五入し、10円単位とします

第23条（保険料の請求または返還一保険の対象の追加・削除の場合）

(1) 第1条（本条項の保険の対象の範囲）および第6条（本条項の保険の対象の範囲）に規定する保険の対象を追加する場合には、当会社は、次の算式により算出した額を請求します。

与する等の関与をしていると認められること
ウ. 反社会的勢力^(注2)を不適に利用していると認められること
エ. 法人である場合において、反社会的勢力^(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
オ. その他反社会的勢力^(注2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(注1) この保険契約の被保険者が複数である場合は、解除する部分は、上記の①から④までにおいて、該当する被保険者に係る部分とします（ただし、上記の①から④において、保険契約者が該当する場合を除きます）

(注2) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます

(2) (1) の規定による解除が家賃の損失または費用の生じた後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに生じた家賃の損失または費用に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより、(1) の規定による解除がなされた場合には、(2) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた家賃の損失または費用については適用しません。

第18条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第19条（保険料の返還一無効または失効の場合）

(1) 第13条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第14条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となる場合には、当会社は、第22条（保険料の返還一解除の場合）の規定を準用して保険料を返還します。

第20条（保険料の返還一取消しの場合）

第15条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

$$\text{追加保険料}^{(注1)} = \frac{\text{保険の対象を追加した日から保険期間満了日までの月数}^{(注2)}}{\text{保険期間 (月数)}}$$

(注1) 10円未満を四捨五入し、10円単位とします

(注2) 月数の計算における1ヶ月未満の端数は、1ヶ月に切り上げます

- (2) 当会社は、保険の対象を追加する場合において、(1) の追加保険料領収前に生じた事故による当該保険の対象に対する家賃の損失または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 第1条（本条項の保険の対象の範囲）および第6条（本条項の保険の対象の範囲）に規定する保険の対象を削除する場合には、当会社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{返還保険料}^{(注1)} = \frac{\text{保険期間 (月数) - 保険期間開始日から保険の対象を削除した日までの月数}^{(注2)}}{\text{保険期間 (月数)}}$$

(注1) 10円未満を四捨五入し、10円単位とします

(注2) 月数の計算における1ヶ月未満の端数は、1ヶ月に切り上げます

第24条（事故の発生）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故または家賃の損失もしくは費用が生じたことを知った場合は、その内容ならびに他の保険契約等の有無および内容^(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます
- (2) 保険契約者または被保険者は、損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに書面をもってこれを当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、他人から損害の賠償または金融機関からの補償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとらなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）から（3）までの義務を履行しなかった場合は、当会社は、（1）または（2）の場合はそれによって当会社が被った損害の額を差引いて保険金を支払うものとし、（3）の場合は賠償または補償を受けることができたと認められる額を差引いた残額を家賃の損失または費用の額とみなします。
- (5) 当会社は、事故または家賃の損失もしくは費用が生じた場合は保険の対象、建物または敷地内を調査することができます。

第25条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、保険金支払の対象となる家賃の損失または費用が生じた時から発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払いを請求する場合は、次の書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 損害見積書またはこれに代わるべき書類
 - ③ その他当会社が保険金支払のために必要な事項の確認を行うに欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または家賃の損失または費用の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合は（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、その書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日^(注)からその日を含めて30日以内に、当

払う場合は、その期日の翌日から当会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金を支払います。

第27条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条（保険金支払後の保険契約）

当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額^(注)は、減額することはありません。

（注）家賃補償保険金額、入居者死亡修理費用等保険金額、居室外死亡遺品整理費用保険金額をいいます。

第29条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額^(注)の合計額が別表に掲げる支払限度額以下のときは、当会社は、この保険契約の支払責任額を支払保険金の額とします。

（注）それぞれの保険契約等について、他の保険契約等がないものとして算出した支払べき保険金または共済金の額をいいます

（2）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分		支払保険金の額
他の保険契約等から保険金または共済金が支払われて	①いない場合	この保険契約の支払責任額
	②いる場合	別表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差引いた残額 ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします

第30条（保険金の削減払い）

（1）保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生等により、当会社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めたときは、保険金を当会社の定めるところにより削減して支払うことがあります。

（2）（1）の保険金の削減払いを行う場合は、当会社は、保険契約者に対し書面によりその内容を通知します。

第31条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額）

（1）保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当会社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

（2）（1）の保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当会社は、保険契約者に対し書面によりその内容を通知します。

第32条（代位）

（1）家賃の損失または費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求その他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその家賃の損失または費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が家賃の損失または費用の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない家賃の損失または費用の額を差引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます

（2）（1）②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるも

のとします。

- （3）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第33条（保険契約の更新）

（1）当会社は、保険期間満了日の2ヶ月前までに、更新契約の内容を記載した更新案内を保険契約者に送付します。

（2）保険期間満了日までに、保険契約者から保険契約を更新しない旨の申出がない場合には、（1）の更新契約の内容により保険契約は更新されるものとします。

（3）保険契約者は、更新契約の保険料払込期日^(注)までに更新契約の保険料を払込むものとします。

（注）更新前契約の保険期間満了日とします

（4）（3）の保険料払込期日までに更新契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に更新契約の保険料を払込まなければなりません。

（5）（4）の期間内に、更新契約の保険料が払込まれない場合には、（2）の規定にかかわらず、保険契約は（4）の猶予期間の満了日の翌日より効力を失います。この場合、当会社は、（6）に該当する場合を除き、更新日から失効日までの期間に相当する保険料の請求は行いません。

（6）（4）の期間内の更新契約の保険料が払込まれるまでの間に保険事故が生じた場合には、当会社は、未払込の保険料が払込まれたことを条件に保険金の支払いを行います。

ただし、保険契約者および被保険者からの申出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差引いて保険金を支払うことができるものとします。

（7）保険契約が更新され、更新契約の保険料が払込まれた場合には、当会社は、更新完了通知を保険契約者に送付します。

（8）保険契約者から特に請求のないかぎり、従前の保険証券と更新完了通知をもって、更新後の保険証券に替えます。

第34条（更新時の保険料の増額または保険金額の減額）

（1）当会社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事象が発生したと認めた場合には、当会社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

（2）（1）の更新における保険料の増額または保険金額の減額を行いう場合は、当会社は、保険契約者に対し書面によりその内容を通知します。

第35条（保険契約の更新を引受けない場合）

（1）当会社は、この保険が不採算となり、更新契約の引受けが困難になった場合には、保険契約の更新を引受けないことがあります。

（2）（1）の保険契約の更新の引受けを行わない場合には、当会社は、保険契約者に対し保険期間満了日の2ヶ月前までに書面によりその旨を通知します。

第36条（保険証券の発行の省略）

（1）保険契約者が保険契約締結時に保険契約申込書により保険証券の発行を省略することについて同意した場合には、当会社は、保険証券の発行を省略することができます。

（2）（1）の規定にかかわらず、保険契約者が、当会社に対して保険証券の発行を請求した場合には、当会社はすみやかに保険証券を発行します。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 他の保険契約等がある場合の支払限度額

保険金の種類		支払限度額（この保険契約と他の保険契約等の合計限度額）
1	第2条（家賃補償保険金を支払う場合）の家賃補償保険金	家賃の損失の額
2	第7条（入居者死亡修理費用等保険金および居室外死亡遺品整理費用保険金を支払う場合）（1）の入居者死亡修理費用等保険金	修理費用の額
3	（2）の入居者死亡修理費用等保険金	遺品整理費用の額
4	（3）の居室外死亡遺品整理費用保険金	保険証券記載の居室外死亡遺品整理費用保険金額

家賃補償不担保特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、家賃補償総合保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます）第2条（家賃補償保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、家賃補償保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

入居者死亡修理費用等補償不担保特約

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、家賃補償総合保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます）第7条（入居者死亡修理費用等保険金および居室外死亡遺品整理費用保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約に従い、入居者死亡修理費用等保険金および居室外死亡遺品整理費用保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料の口座振替払いに関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます
保険料払込期日	提携金融機関ごとに当会社が定める日をいいます

第1条（特約の適用）

この特約は、保険契約者が保険料の払込方法（経路）として口座振替払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。ただし、次のすべての条件を満たしている場合にかぎります。

- ① 保険契約締結の時に、提携金融機関に指定口座が設定されていること
- ② 保険契約締結の際、当会社の定める保険料口座振替依頼手続きがなされていること

第2条（保険料の払込）

（1）この特約が付帯された場合には、保険料払込日に、指定口座か

用語	定義
夢なびポイント	当会社の定めるポイント発行会社（以下、本特約において「夢なびポイント発行会社」といいます）がその会員規約等に基づき会員登録した会員に対して提供するポイントをいいます
ポイント相当額	夢なびポイント1ポイントを1円として換算した金額をいいます
利用手順が完了した時	保険契約者が、夢なびポイントを保険料の払込みに利用する意思表示を当社に対して行い、保険契約者が保有する夢なびポイント残高が夢なびポイント発行会社により減算された時をいいます
保険料払込期日	保険期間開始日の前日をいいます

第1条（特約の適用）

この特約は、保険契約者が保険料の一部または全部の払込方法（経路）として夢なびポイント払いを選択し、当会社がこれを承認した場合に適用します。

第2条（保険料の払込）

（1）この特約が付帯された場合には、保険契約者は自らが保有する夢なびポイントのうちからポイント相当額をもって保険料の一部または全部を払込むものとします。ただし、保険契約者が夢なびポイントを利用する際に保有する有効な夢なびポイントに限り、当会社が別途定める一契約あたりの夢なびポイント利用上限を限度とします。

（2）（1）の規定により保険契約者が保険料を払込んだ場合には、夢なびポイントの利用手順が完了した時に、当会社への保険料の払込みがなされたものとみなします。ただし、ポイント相当額がこの保険契約の保険料の一部であるときは、保険料からポイント相当額を控除した残額を払込んだ時をもって、当会社への保険料の払込みがなされたものとします。

（3）（1）の規定においてポイント相当額がこの保険契約の保険料の一部であるときに、保険料からポイント相当額を控除した残額をコンビニエンスストアの収納窓口で、またはクレジットカードや口座振替、団体集金によって払込む場合には、各々の払込方法に応じて適用される「保険料のコンビニエンスストア払いに関する特約」、「保険料のクレジットカード払いに関する特約」、「保険料の口座振替払いに関する特約」、「保険料の団体集金による支払いに関する特約」の各特約の第2条、第3条および第4条中の「保険料」を「保険料からポイント相当額を控除した残額」と読み替えて各規定を適用します。ただし、同条にある「保険料払込期日」および「家賃補償総合保険普通保険約款（以下、「普通保険約款」といいます）第10条（保険責任の始期および終期）（3）に定める保険料領収前の「保険料」は読み替えません。

第3条（保険料払込前の事故）

（1）保険料払込日までに保険料の払込みがない場合には、普通保険約款第10条（保険責任の始期および終期）（3）の規定に従い、当会社は保険料領収前に生じた事故による家賃の損失または費用に対して保険金を支払いません。ただし、保険料の払込み時点において、当該保険料相当額以上の有効な夢なびポイントを保険契約者が持し、かつ、その有効な夢なびポイントを利用する意思表示を当社に対して行い、保険料の払込みがないことについて保険契約者が責任が無いと当会社が認めた場合にはこの限りではありません。

（2）保険契約者が保険料の一部を夢なびポイント払いにより払込む場合において、保険料からポイント相当額を控除した残額の払込みが保険料払込日までにない場合には、保険契約者は、当該残額の払込方法に関する規定に定める期間内^(注)に残額分の保険料を当会社に払込まれなければなりません。

（注）当該残額の払込方法に関する規定に定める期間内とは、それぞれの払込方法による特約に規定する払込猶予期間のことをいい

ます。なお次条（2）も同様とします

- （3）当会社は、保険契約者が（2）に規定する日までに残額分の保険料を払込んだ場合には、保険料払込み前に生じた事故による家賃の損失または費用に対して、普通保険約款第10条（保険責任の始期および終期）（3）に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- （4）（3）の規定により、被保険者が保険料払込み前に生じた事故による家賃の損失または費用に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は保険料を当会社に払込まれなければなりません。ただし、保険契約者および被保険者からの申出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差引いて保険金を支払うことができるものとします。

第4条（保険料不払の場合の保険契約の失効）

（1）保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約は、保険期間開始日より効力を失います。ただし、保険料の払込み時点において、当該保険料相当額以上の有効な夢なびポイントを保険契約者が持し、かつ、その有効な夢なびポイントを利用する意思表示を当社に対して行った等、保険料の払込みがないことについて保険契約者が責任が無いと当会社が認めた場合にはこの限りではありません。

（2）保険契約者が保険料の一部を夢なびポイント払いにより払込む場合において、保険料からポイント相当額を控除した残額の払込みが保険料払込日までにない場合、（1）の規定について「保険料払込期日まで」を「当該残額の払込方法に関する規定に定める期間内」、「保険期間開始日」を「当該残額の払込方法に関する規定に定める期間の満了日の翌日」とそれぞれ読み替えて、この規定を適用します。

（3）（2）の場合、当会社は、前条（4）の場合を除き、保険期間開始日（更新契約の場合には更新日）から失効日までの期間に相当する保険料の請求は行いません。

第5条（保険料返還における夢なびポイントの取扱い）

（1）普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により当会社が保険料を返還する場合において、当会社は、次項に定める場合を除き、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定に従い保険料を返還するものとし、夢なびポイントによる返還は行いません。

（2）前項の規定にかかわらず、保険契約が取り消されたことにより当会社が保険料を返還すべき場合において、第2条（保険料の払込）の規定に基づいて使用されたポイントがあるときは、当会社は、そのポイントを返還した後、残額を金銭で返還します。

（3）前項の場合において、ポイントを返還する時に、返還すべきポイントの有効期限が切れていた場合または保険契約者のポイント発行に係る会員登録が無効となっていた場合、その他ポイント発行会社にポイントの返還を行なうことができない事由が生じた場合は、当会社は、ポイント相当額を金銭で返還します。

第6条（夢なびポイント使用の停止、制限）

（1）夢なびポイント発行会社の財務および業務運営の状況等に照らし、第2条（保険料の払込）（1）に規定する取扱いの継続が困難であると当会社が認めたときは、当会社は、同条（1）の取扱いを停止するための措置を実施することができます。

（2）本特約の規定に従って保険契約者が保険料の払込に使用した夢なびポイントが、不正行為により取得したものであった場合には、当該夢なびポイントの使用は行われなかったものとし、保険契約者は、使用した夢なびポイント相当額の保険料を直ちに当会社に払込まれなければなりません。

（3）前項の場合において、当会社は、保険契約者が不正に使用した夢なびポイントおよびポイント相当額の返還は行いません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

保険料の夢なびポイント払いに関する特約

<用語の定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。